

## 第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

# 開催記録（案）

### 1 開催概要

- 日時：令和3年8月16日（月）10：00～12：00
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ※オンライン参加
オブザーバー	・文化庁 文化財 第二課 史跡部門 ・文化庁 文化財 第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

（欠席委員：古関 潤一氏）

- 当日配布資料
  - ・ 次第
  - ・ 資料1：第8回委員会（7/16）の議事録確認
  - ・ 資料2：記録保存調査範囲の追加について
  - ・ 資料3：4街区と4-2街区の境界付近調査について
  - ・ 資料4：地質調査について
  - ・ <<速報>> 高輪築堤跡の調査

## 2 議事要旨

---

### (1) 第8回委員会(7/16)の議事録確認

- 加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いします。特にないようであれば、確定とする。(委員長)  
⇒配布した開催記録で確定
- 1/25 検討委員会資料「高輪築堤跡の調査の方針について」のHP公表資料についても、古いバージョンとなっているため、検討委員会で承認された資料に差し替えること。(委員長)

### (2) 記録保存調査範囲の追加について

- 現状の見通しを説明した。今後資料2-1の調査範囲が変更になった場合は改めて検討委員会の了解を得る形で進める。(JR・UR)
- 現状、史跡指定の予定範囲の中に、記録保存の範囲は基本的にない。万が一、支障するようなことがあれば、更にもう少し工夫をして、まずは回避できないかを検討していきたい。それでも回避できないということであれば、また別途相談になる。(JR・UR)
- 資料2-1のとおり、記録保存の調査範囲について、前々回の検討委員会で確定した範囲から、さらに追加(SMWの範囲を含む)された。全体の調査スケジュールも、当然それに合わせた形で検討し直すことになる。(委員長)
- 追加された範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、URは通知、JRは届出が必要となる。提出をお願いします。(東京都)
- 現時点では、記録保存の調査範囲がさらに追加となることは想定していない。(JR・UR)
- 資料2-6について、以下の修正を行うこと。(委員長・港区)
  - 平面図にSMWの位置を追加
  - ③開業期山側石垣が①海側石垣法尻から「16.0m」⇒「17.5m」に修正
  - ピンクの破線を若干山側に修正(データは港区より送付)

### (3) 4街区と4-2街区の境界付近調査について

- 信号機部分を含む30mの移築を前提とした調査について、空白部分ができない形で調査する必要がある点に関して、借地をして調査可能な範囲を広げることについては評価する。一方、80m部分(B-2区間)をどうするかという問題については、やや検討が必要である。どのような遺構が出てくるかを想定しながら、上手く知恵を出して、何らかの形で調査不可の部分をなくすことはできないか、検討させていただきたい。(委員長)
- 80m部分については、周辺の調査状況を踏まえ、現場で調査方法等を検討していく。(港区)

#### (4) 地質調査について

- 記録保存の範囲で実施するボーリング調査と、史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査は、目的が異なることを前提として踏まえていただきたい。(委員長)
- 記録保存の範囲の中で行うボーリング調査については、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できる場所を検討すること、遺構を破壊しないことを前提とすることが必要である。p6 A~Dの場所が適切かについては、検討が必要である。(委員長)  
⇒土留めを外す判断については現場の判断に任せるが、調査の承認は早めにいただきたい。(JR)  
⇒若干の検討は必要であるが、実施の方向でよい。(委員長)
- 史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査については、強度の調査という目的や方向性は理解するが、遺構を壊さない形でボーリング調査を行うためのより詳細な検討(橋台の裏側の構造の類例調査等)が必要である。(委員長)
- 遺構を壊さないことを大前提とすべきである。現状危険性がある中で、慌てて調査する必要があるのかを含めて、慎重に検討した方がよい。(老川先生)
- 橋台の裏側は、階段状に段差をつけながら、ピラミッド状に傾斜をつけて積まれているのではないか。線路の中心線を狙ってボーリング調査を行えば、石に当たらないと思う。(小野田先生)
- 内部構造が分からない第7橋梁・橋台部について、必要最低限の調査を行うことで、意義のある有益な保存・公開ができればと考えており、調査に関して是非理解いただきたい。(JR)  
⇒本委員会としては、基本的な趣旨は了解したが、もう少し検討が必要(遺構との関係の問題、事前の調査の必要性等)であると認識している。史跡指定の予定範囲に関しては、手続きを経る必要があると考える。(委員長)  
⇒手続きについては、文化庁・東京都と相談し進めていく。(JR)
- スケジュールについて、道路との関係や、公開をどのような形でできるのかが今後の調整の中で大きな前提となる。先生方の意見を踏まえ、具体的な調査の方法や位置等、現場レベルを含めて勉強したい。適切な知見を得ることで、さらに前向きな検討をしていきたい。(JR)
- 資料4について、以下の修正を行うこと。(委員長)
  - 「移築保存箇所の検討に準用」や「現地保存箇所の検討に準用」の記載は削除(データの取得ができない場合も想定される中、後にデータをどのように活用したのかと問われた際、返答に窮する事態になりかねないため)

#### (5) その他

- <<速報>> 高輪築堤跡の調査について、出土遺物は、第一線のレールを交換した際(明治30年頃)に、第三線の方に捨てたものではないか。使用状態というものではなく、捨てられたという理解でよい。(小野田先生)
- 以前から何度も申し上げていたが、委員会の定例化(月1回)をお願いする。(委員長)

⇒他の先生のご意見をいただきながら、よりよい開催に努めていきたい。(JR)

- 現段階で史跡指定が目前にあるため、検出調査の状況や、その後の発掘調査の状況を踏まえ、調査概報をとりまとめることを考えていただきたい。できるだけ早い段階で公表していく必要がある。(委員長)

### 3 議事録

---

#### 3.1 開会

- (事務局) 第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 出欠について
  - ・ 配布資料の確認
  - ・ 次第の説明

#### 3.2 第8回委員会（7/16）の議事録確認

※事務局より説明：資料1（第8回委員会（7/16）の議事録確認）

- (委員長) 加筆・修正等、意見はあるか。私からは事前に指摘しており、修正済みであることを確認したが、他にあるか。これまでと同様、加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いする。特にないようであれば、確定とする。また、先ほど説明のあった「高輪築堤跡の調査の方針について」は、前回の検討委員会資料では、古いバージョンをベースとして加筆されていたため、最新バージョンに差し替えて加筆されたということである。一方、同資料について、HP 公表資料も、1/25 の検討委員会で承認された資料ではなく、委員会前の古いバージョンとなってしまう。資料アップロード前に私も目を通したが、見落としていた。長らく見逃してしまっていたが、誤りに気がついた以上は、HP 公表資料も、検討委員会で承認された資料に差し替えていただきたい。特に、会議の議事録や調査の方針等は、単なる委員会資料ではなく、基本的な文書として残っていく資料である。したがって、会議で何が議論されたかを後世に伝えていくための資料となるため、正確性を期したい。

#### 3.3 記録保存調査範囲の追加について

※事務局・URより説明：資料2（高輪築堤の調査範囲について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。基本的には当初の開発計画を見直し、できる限り遺構を保存する方向で検討いただいた。大変ありがたいことである。
- (東京都) 資料2-3について、口の字状の道路の下部の赤線が史跡指定の予定範囲だと思う。この中に2箇所、照明灯があるように見えるが、この位置は既定か。それとも、まだ検討の余地はあるのか。
- (UR) 照明ピッチの関係もあるため、完全になくすことはできない。概ね提

示したピッチで設置する必要があると思うが、最終的な位置については今後の調整となる。例えば、照明柱基礎が築堤に支障する場合は、照度を満足する範囲で築堤がない山側に寄せるなどが考えられる。もちろん、支障しないのであれば、一様に配置するのが照明設置上の理想ではあるが、場合によってはそのような検討が必要と考える。

(委員長) 基本的には、現状の見通しを説明いただき、今後変更になった場合は改めて検討委員会の了解を得る形で進めていただくということで、大変ありがたい。今うかがった史跡指定の予定範囲の中に、記録保存の範囲は基本的にないという理解でよいか。

(UR) 原則は手を加えない、という考え方で計画している。先ほどの質問にもあったが、万が一、支障するようなことがあれば、更にもう少し工夫をして、まずは回避できないかを検討していきたい。それでも回避できないということであれば、また別途相談になると思う。

(委員長) SMWを造成するところも記録保存の範囲に含まれるということか。

(UR) JRが担当する部分になるが、事前の調査が必要な中、土を垂直に残して確認することは物理的にも難しく、安全上の問題もある。そのため、このように斜めの範囲を記録保存とすることはやむを得ないと考えている。

(委員長) 資料 2-5・2-6 について、SMWの断面が緑色で示されているが、平面図にはその記載がなく、分かりにくい。例えば、資料 2-6 でいうと、断面図に示されている SMW の範囲を平面図に記載する場合、どこに当たるのか。黄色の範囲の外側を全て囲む形になるのか。

(UR) 黒の太線（道路線）の際になると思われる。

(委員長) 平面図と断面図で、黄色の範囲はおそらく対応していると思われる。SMW の緑線が道路際の黒の太線に重なる形で、さらに東側に延びるということか。

(UR) 道路際の宅地の中に施工される。

(委員長) その部分は、記録保存の範囲に含まれるということか。

(UR) 直接道路の整備に起因するものではないが、道路際で SMW を施工するため、その事前調査を実施すると、このような形にならざるを得ない。

(委員長) 黄色の範囲のみが記録保存の範囲ということになると、後に SMW の範囲はどうするのかという話になり、困る。SMW の範囲が断面図にしか示されていないが、平面図にも記載すべきである。そこを含め、記録保存の範囲ということによいか。

(事務局) よい。

(JR) 道路内のインフラには、UR が整備する道路・調整するインフラと、JR が整備する設備道路（地下洞道等）がある。前回の議論を受け、主に道路内の記録調査について、どこまで対応できるかを検討した結果である。資料 2-1 にあるように、宅地内については、道路と敷地の境

界に SMW を造成する形としている。史跡指定の予定範囲の中には、記録保存の範囲はない。構造検討等は今後の課題である。また、史跡指定の予定範囲では想定していないが、公開しようとした際、構造物が出土した場合の検討も、今後の課題と考えており、本日の委員会では示していない。

(委員長) 史跡指定範囲については、史跡指定がなされた後に、保存活用計画策定委員会等の委員会が設置される方向になるということであれば、そこでの議論となる。いずれ史跡指定されるという見通しの中、本委員会として、現状で判断する必要は特段ないと思う。今後、検討が必要となった場合には、本委員会ではなく、保存活用計画策定委員会等で議論いただくのが筋道として正しいと考える。

(UR) 資料 2-6 について、本日の委員会資料として SMW の位置を平面図に示すよう修正した方がよいか。

(委員長) 可能であれば、修正いただきたい。よろしく願います。

(港区) 資料 2-6 について、③開業期山側石垣が①海側石垣法尻から 16.0m となっているが、17.5m に修正をお願いしたい。また、ピンクの破線がもう少し山側になると思うため、修正いただきたい。修正後のデータは送付する。

(UR) 第 3 回委員会時点から新たに判明し、更新されたという理解でよいか。

(港区) その通りである。

(UR) 平面図と合わせて修正する。

(東京都) 資料 2-1 について、UR：ピンク色「現地保存・一部記録保存」、JR：青色「記録保存」と記載があるが、これについては周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、UR は文化財保護法第 94 条に基づく通知、JR は同法第 93 条に基づく届出が必要となる。港区教育委員会への提出をお願いしたい。

(JR) 承知した。

(委員長) 記録保存の調査範囲について、前々回の検討委員会で確定した範囲より、さらに追加されたということになる。前回の検討委員会でも発言したが、全体の調査スケジュールも、当然それに合わせた形で検討し直すことになると思うため、よろしく願います。現状、これ以上追加することはないか。

(JR) 1～4 街区については、現時点では想定していない。

(UR) 現時点ではない。

### 3.4 4 街区と 4-2 街区の境界付近調査について

※事務局より説明：資料 3（4 街区と 4-2 街区の境界付近調査について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。以前から提起していた問題である。前回の委員会において、信号機部分を含む 30m の移築を前提とした調査について、空白部分ができない形で調査する必要があり、再度検討いただきたいと伝えた。借地をして調査可能な範囲を広げていただき、上手くいきそうである一方、80m 部分をどうするかという問題については、やや検討が必要である。実際、遺構がどのように出てくるかの想定も、判断の要素となる。今後、4 街区の調査が一定程度進んだ段階で、調査不可とされている範囲の遺構の想定がより正確についてくると思う。借地をした場合の調査は、4 街区の調査より後になるか。
- (事務局) 手続きや説明に時間を要するため、先行で海側から行き、後追いの形で実施していきたい。
- (委員長) できる限り連続して実施したいということか。
- (事務局) その通りである。
- (委員長) 4-2 街区について、最終的に現状のビルは除却し、新しい建物を建設することになるのか。
- (事務局) 再開発区域外の建物はそのまま残る。
- (委員長) 全部除却するのであれば、更地にしてから調査できないかと思ったが、難しいことを理解した。現状、このように努力して対応いただいたことに大変感謝する。問題は、80m のうち調査が難しい部分に関して、どのような遺構があるか確認することが必要である。上手く知恵を出して、何らかの形で調査不可の部分をなくすことはできないか、検討させていただきたい。港区・東京都から意見はあるか。
- (港区) 周辺の調査が進行する中で、方法が見つかるかもしれない。現場と相談させていただきたい。
- (委員長) 引き続き検討すべき問題はあるが、かなり解決の糸口が見えてきて、大変ありがたい。この方向で進めていきたい。

### 3.5 地質調査について

※JR より説明：資料 4（高輪築堤の地質調査について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。
- (UR) p13 について、調査箇所をかなり縮小しているが、古関先生は了解されているのか。
- (事務局) 本数等も確認いただき、これであれば必要最小限の調査になるということで、古関先生にも監修いただいた。
- (委員長) 少し整理が必要な点がある。記録保存の範囲で実施するボーリング調査と、史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査は、目的が異なることを前提として踏まえていただきたい。調査の方針の中に、試験

を行うという文言が入っていることを受けて、記録保存の範囲でこのような調査を実施することはよいと思う。ただし、p6 A~Dの場所が適当かについては、検討が必要である。築堤全体の盛土の構造は、全て一様でなく、土の質が全く異なる。それをある程度前提とした箇所ではボーリング調査を行わないと、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できない。また、盛土の中から遺構が出土している。場所によって、4街区では土留めを3列確認している。土留めを抜くような形でボーリング調査を行うことはできない。最終的に開発で壊されてしまう前に、造られたものの状況を記録するという記録保存の趣旨からいって、記録保存の精神に抵触する形のボーリング調査は避けていただきたい。ボーリング調査のポイントをどこに設定するかは、かなり重要である。周辺の調査を行っていく中で、土留めがないであろう箇所を狙ってボーリングを打つことが必要である。現場の判断になると思う。非常に密な盛土のある遺構が出土した場合、結果的にボーリングを打つことはできないということもあり得る。遺構を壊さないことが前提である。p6の図を見ると、4街区に「移築保存箇所の検討に準用」と記載があるが、移築保存の時に、土質を調査する必要があるかは検討中である。先日議論したが、4街区の土を移築先に同じように積み直すことは、現実問題として難しいと思う。データの取得ができる場合も、できない場合もある。目的を削除しておかないと、後にデータをどのように活用したのかと問われた際、返答に窮する事態になりかねない。記録保存の範囲の中で行うボーリング調査については、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できる場所を検討すること、遺構を破壊しないことを前提とすることが必要である。一方、地質調査を実施することとなった出発点である、史跡指定の予定範囲の地質調査について、強度の調査という目的から、基本的には必要と理解できる。しかし、橋台部のボーリング調査について、橋台の中に何らかの構造物がある場合、破壊することにならないかが非常に危惧される。大きいものでφ116mm、小さいものでφ66mmのボーリングを打ってよいのか、判断が非常に難しい。内部にどのような遺構があるかよく分からない現状においては、慎重に考えて、橋台の内部の構造を一定程度想定する必要がある。また、場所の適当性も検討する必要がある。強度を調査するためには合理的な場所であるが、遺構との関連の中で本当によいのかという点からは疑問がある。基本的にボーリング調査は、遺構を壊さない形で行うことが前提であり、もう少し検討を重ねていく必要がある。方向性や目的については、理解する。史跡指定の予定範囲に関して、例えば、「このようなボーリング調査が正しい」というような判断を本委員会がすることは、権限を逸脱している。ただし、現状は史跡指定の前の段階であるため、本委員会としては、方向性は基本的に理解す

るが、遺構を壊さない形でボーリング調査を行うための詳細な検討が必要であるということとしたい。小野田先生におうかがいしたいが、橋台の内部の構造はどのようなものを想定したらよいか。

(小野田委員) 橋台の表側は垂直に石が積んであるが、裏側は階段状に段差をつけながら、ピラミッド状に傾斜をつけて積まれているのではないかと。通常の石積みやレンガ積みの橋台は、概ねそのような構造になっており、おそらく同様の構造ではないかと思う。表側はコの字であるが、裏側は、絵に描いてあるように同じ厚さの石積みがコの字になっているのではなく、傾斜がついて、段差をつけながら積んである。今回のボーリング調査は、線路の中心線辺りを狙って打つということか。

(事務局) その通りである。

(小野田委員) 中心線を狙えば、石に当たらないと思う。少しずつ、橋台の背面の石に当たる可能性はあると思う。橋台の背面がそのような構造になっているかどうかは私の想像であるため、ボーリング調査をすれば確実に分かる。ただし、橋台の背面を一部貫いてしまう形にはなる。それは避けて、線路の中心線とし、石に当たらないようにということか。

(委員長) 地質調査と記載しているが、盛土の強度を把握することが想定されている。裏側に階段状の石積みがあるとすると、想定が変わってくるのではないかと。小野田先生の意見を含め、橋台の裏側の構造の類例を調査して、ボーリング調査の箇所を検討する必要がある。

(老川委員) 構造の内部は分からないが、様々なことが想定される。委員長がおっしゃる通り、遺構を壊さないことを大前提とすべきである。現地保存となったものが、調査によって壊されてしまえば元も子もない。現状危険性がある中で、慌てて調査する必要があるのかを含めて、慎重に検討した方がよい。

(JR) 史跡指定の予定範囲の調査を慎重に検討すべきということは、理解できる。記録保存の範囲における地質調査については、今回の調査を行うことで、150年前の技術が分かり、文化財としての価値が向上するという意味で、是非実施したい。工程等を含め、現場と調査箇所に関するやり取りを行ったうえで、現状 p6 A~D を設定している。委員長より、場所によって盛土が異なるという話があったが、文献によると、大木戸から2つの工区に分けたという記載がある。盛土は、現在でも標準図を作成し、それに合わせて現地で造成する形となっている。記録保存として調査を行う必要はあると思うが、今の造り方から考えても、すべての箇所で地質調査を行い、物性値を細かく測るということは無理がある。そのような観点から、2つの工区であることを加味したうえでおよそ適当な位置として、A~D を設定した。記録保存の範囲について、早い段階で調査することが必要である。土留めを外す判断については現場の判断に任せるが、調査の承認は早めにいただきたい。

- (委員長) 記録保存については、現場の進捗状況に合わせる必要がある。これまで堤防等の調査において、地質調査を行ったことがあまりないため、是非実施していただきたい。記録保存に関しては、若干検討は必要であるが、実施の方向でよい。ただし、目的に関して、「移築保存箇所の検討に準用」や「現地保存箇所の検討に準用」の記載は削除し、記録保存の一環の中で実施するということにすべきである。
- (UR) p3 の左上図について、公開の方法に関する議論は今後行うことになるかと思うが、仮に公開するとなった場合、公開の形状とURが実施する道路の設計は一体のものとなると思うため、我々としても、築堤内部の強度を知りたい。場所の詳細な検討はこれから行うことになると思うが、p7にある通り、基本的には前後の関係から遺構を壊さないよう現地で確認しながら、調査を実施するという事で、了解を得たという認識でよいか。
- (委員長) 記録保存の範囲については、その通りである。史跡指定の範囲については、橋台の内部の構造を調査したうえで、ボーリング調査を行ってよいか判断する必要がある。史跡指定されていく中で、現状変更をどうするかというレベルで議論が必要である。史跡指定の答申が目前に実施されるようである。本委員会としては、基本的な趣旨は了解したが、もう少し検討が必要であると認識している。史跡指定の範囲に関しては、しかるべき委員会で判断していただくのがよい。
- (JR) 一定の理解に感謝する。これまでご説明してきたとおり、壊すことが目的ではなく、内部構造が分からない第7橋梁・橋台部について、必要最低限の調査を行うことで、意義のある有益な保存・公開ができればと考えており、調査に関して是非理解いただきたい。スケジュールについて、道路との関係や、公開をどのような形でできるのかが今後の調整の中で大きな前提となる。先生方の意見を踏まえ、具体的な調査の方法や位置等、現場レベルを含めて勉強したい。適切な知見を得ることで、さらに前向きな検討をしていきたい。
- (委員長) 調査の趣旨は理解した。遺構との関係の問題、事前の調査の必要性に加え、史跡指定の予定範囲については手続きを経る必要があると考える。
- (JR) 手続きについては、文化庁・東京都と相談しながら進めていく。

### 3.6 その他

※港区より説明：資料5（高輪築堤跡の調査）

- (委員長) 小野田先生からコメントあれば、いただきたい。
- (小野田委員) 非常に貴重なものが発見されたと思う。第三線に捨てられた状態で埋

- まっていたのか。それとも置いてあった状態だったのか。
- (港区) 第三線の石垣の裏側に、廃棄されたような形で出てきた。
- (小野田委員) おそらく双頭レールは、開業時の第一線には使用されたが、第二線以降は使用されていないはずである。第一線のレールを交換した際に第三線の方に捨てたものが、出土したのではないかと想像している。使用状態というものではなく、捨てられたという理解でよい。
- (老川委員) 「IJR」の刻印は何か。
- (小野田委員) 復元されているものと、汐留から出土したものに「IJR」の刻印がある。おそらく「Imperial Government Japan Railway」の略だと思う。チェアの輸入は、明治に入って数年続くが、明治10年程で途切れる。第一線のレールは、明治30年頃に交換したのではないかと想像する。それに関しては少し調べてみる。
- (委員長) 他にあるか。検討委員会の日程について、事業者と我々のスケジュールが合わないことが多く、調整が難しい状況があった。私としては、月1回の定例としたい。本日は現場の状況をほとんど伝えられなかったが、4街区の北側で橋台のようなものが発見されるなど、刻々と状況が変わっている。非常に複雑な構造で、金太郎あめの真逆であることが分かってきている。皆様とできる限り情報を共有し、先生方からコメントをいただき、よりよい調査に結びつけていきたい。また、打ち合わせの時にも申し上げたが、現段階で史跡指定が目前にあるため、検出調査の状況や、その後の発掘調査の状況を踏まえ、調査概報をとりまとめることを考えていただきたい。どのような調査が行われているのかについて分かる資料が、現状、見学会資料しかない。港区から意見具申された文書は、かなりきちんとした報告書になっていると思う。それをもとにしなが、調査概報を是非作成いただき、できるだけ早い段階で公表していく必要がある。
- (JR) 本委員会の定例化については、他の先生方の意見をいただきながらと思う。ただし、委員会の目的がある程度絞られているこの段階において、定例化の必要はあまりないと認識している。記録調査に関する進捗の周知の方法、それに関する意見の集約の方法等を含め、築堤の調査・保存にふさわしい委員会の開催について、意見をいただきながら調整していきたい。
- (委員長) 今回の委員会の開催について、事務局より8/5という希望があったが、我々の都合や委員会の運営の観点から、無理と判断した。事務局の都合で委員会の日程を設定されても、我々は困る。定例化の話は、以前から何度も申し上げていたことであり、是非実現をお願いしたい。議論しなければいけないことは多々ある。これは委員長からのお願いである。
- (JR) 事前の調整で様々に失礼があり、申し訳なかった。委員長からの提案ということで、他の先生のご意見をいただきながら、よりよい開催に

努めていきたい。

### 3.7 閉会

- (事務局) 本日いただいた調整課題については、検討する。次回については、今の話を踏まえて別途調整する。
- (委員長) 文化庁・東京都・港区から、できればコメントをいただきたい。
- (文化庁) 本日、高輪築堤の4街区の調査について、詳細に検討いただき、プロセスを含め丁寧な説明をいただき、感謝する。遺跡の取扱いについては、様々な方から注目されているため、1つ1つ丁寧に検討したという実績を記録として残しておく必要がある。また、発掘調査について、コロナや調査区等、特有な事情があり、多くの方々に見ていただくのは難しい状況にある。しかし、これだけ注目度が高い遺跡であるため、しっかりとした発掘調査を行い、必要な記録を確実に取得したという実績を残す必要がある。調査の進捗、遺跡の状況は刻一刻と変わっていくため、情報を委員会の先生方と共有しつつ、その時々にはふさわしい調査手法を検討しながら、しっかりとした発掘調査を進めてほしい。
- (東京都) 現地保存の範囲の拡大について、綿密に検討いただき、感謝する。また、4街区についても、借地まで検討いただき、ありがたい。地質調査（ボーリング調査）について、課題は残ったが、手続きについては、JRと検討し、委員長に相談する。
- (港区) 記録保存調査に、随分協力いただき感謝する。前回の委員会で話題にあがった、記録保存調査の見学会の開催について、JRと協議を進めている。9月の開催に向け、協力いただく旨、調整中である。決定したら報告する。
- (事務局) 第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上